

特定非営利活動法人 湘南ふじさわシニアネット役員報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人湘南ふじさわシニアネット定款第18条の規定により役員報酬及び費用弁償等の支給について必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 代表理事の報酬は、次のとおりとする。

月額 20,000円とする。

期末手当 なし

第3条 監事の報酬は、次のとおりとする。

月額 5,000円とする。

期末手当 なし

(費用弁償)

第4条 役員には、その業務執行に必要な費用を弁償することができる。

2 前項に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

附則

この規定は、平成24年10月1日より施行する。

附則

この規定は、平成25年2月17日より施行する。